

○北九州市障害者スポーツセンター管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、北九州市障害者スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号。以下「規則」という。）別表第1の北九州市障害者スポーツセンターの項中供用時間の欄に規定する障害者をいう。

2 規則別表第1の北九州市障害者スポーツセンターの項中供用時間の欄に規定する「別に市長が定める心身の機能の障害」は、次のとおりとする。

(1) 高次脳機能障害

(2) 厚生労働省の難治性疾患克服研究事業における臨床調査研究対象疾患及び関節リウマチ

(管理の委託)

第3条 スポーツセンターの管理は、条例第9条の規定に基づき、指定管理者（以下「管理者」という。）に委託する。

(使用者の資格)

第4条 スポーツセンターを使用できる者は、単独で又は介助者の介護によりスポーツを行うことが可能な者とする。

2 次の各号の一に該当する者が、スポーツセンターを使用しようとするときは当該使用者の安全面における責任者または介助者を必要とする。

(1) 小学3年生以下の者

(2) 小学4年生以上中学生以下の者（17時以降に使用しようとするとき）

(3) 障害者で日常生活上の動作等に介護を要すると認められる者

(暴力団等の使用の制限)

第5条 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の使用又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者による暴力団を利用する目的での使用は、許可しないものとする。

- 2 前項に定める事項に該当すると判明した場合には、使用の許可を取り消すものとする。

(使用の申請)

第6条 スポーツセンターの使用の許可を受けようとする者で専用又は団体(30人以上で使用する場合をいう。)で使用しようとするものは、申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 スポーツセンターの使用の許可を受けようとする者で前項に掲げる者以外のものは、口頭で申請するものとする。
- 3 第1項の申請書の提出は、使用しようとする日の6月前(特別の理由があると認めるときは1年前)から使用しようとする日までの間に行わなければならない。

(使用の許可)

第7条 スポーツセンターの使用を許可したときは、前条第1項の者にあつては使用許可書を、同条第2項の者にあつては使用券を、使用料と引き換えに交付する。

(使用の条件)

第8条 市長は、管理上必要があると認めるときは、条件を付して使用を許可することができる。

(使用の制限等による損害)

第9条 条例第8条に規定する使用の制限等により、使用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(使用料の不返還)

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、別表第1の左欄に掲げる場合は、同表の右欄に掲げる率により使用料を返還することができる。

- 2 前項にかかわらず、体育館、スタジオ1、スタジオ2、プール、卓球室、及びトレーニング室共通使用料(以下「共通使用料」という。)の定期券に係る既納の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を返還することができる。

(1) 定期券の使用開始前のとき 既納の使用料の10割に相当する額

(2) 返還を申し出た時点で定期券の期間が1月以上残っているとき 残っている月数に1月の定期券の使用料を乗じて得た額(ただし、この場合の1月の定期券の使用料は、6月の定期券の使用料を6で割った額とする。)

3 第1項ただし書き及び前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 条例第5条の規定により、使用料を減免することができる場合及び減免の割合は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定に基づき減免した使用料(専用利用の場合の使用料を除く。)の金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 前2項の規定にかかわらず、障害者であることを管理者が確認できる者が使用するときの体育館、スタジオ1、スタジオ2、プール、卓球室及びトレーニング室共通使用料並びにスポーツプログラム受講料を減免した使用料は、次のとおりとする。

使用料			
体育館、スタジオ1、スタジオ2、プール、卓球室及びトレーニング室共通使用料	1人1日		500円
	回数券 (100枚 つづり)	1人1日	45,000円
	定期券	1月	2,000円
		3月	5,400円
6月		10,800円	
スポーツプログラム受講料	10分又はその端数ごとに100円		

(造作等の制限)

第12条 使用者は、スポーツセンターに特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務等)

第13条 使用者は、スポーツセンターの使用を終了したときは、直ちに原状に回復し、係員の検査を受けた後、返還しなければならない。

(使用权の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、スポーツセンターを、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第 15 条 使用者は、スポーツセンターの使用に際し、施設及び設備を滅失し又は棄損した場合において原状に回復できないときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 16 条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

この要綱は、昭和51年7月21日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年10月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第 1

返還することができる場合	返還することができる率
使用者の責任によらない理由により使用できないとき	100 分の 100

使用者が使用の日前10日までに使用の取りやめを申し出た場合で、相当の理由があるとき	100分の80
使用者が使用の日前5日までに使用の取りやめを申し出た場合で、相当の理由があるとき	100分の60
使用者が使用の中止を申し出た場合で、相当の理由があるとき	100分の40

別表第2

使用料の区分	減免することができる場合及び対象	減免の割合
体育館、スタジオ1、スタジオ2、プール、卓球室、トレーニング室、会議室、及び多目的室の使用料	(1) 市が主催する事業又は行事のため使用する時	10割
	(2) 障害者であることを管理者が確認できる者が使用する時	10割 (ただし、体育館を専用使用する場合における冷暖房設備の使用料は減免しない。)
	(3) 市が共催する事業又は行事のため使用する時	5割 (ただし、体育館を専用使用する場合における照明設備及び冷暖房設備の使用料は減免しない。)
	(4) 障害者の支援を目的とする団体又は個人であると管理者が認めるものが、当該支援業務のため使用する時	
	(5) 市が障害福祉の向上に資するものとして後援する事業又は行事のため使用する時	共用使用料の5割
	(6) 市内在住で、65歳以上であることを管理者が確認できる者が使用する時	

<p>体育館、スタジオ1、スタジオ2、プール、卓球室及びトレーニング室共通使用料</p>	<p>市内在住で、65歳以上であることを管理者が確認できる者が使用するとき</p>	<p>5割</p>
<p>駐車場使用料</p>	<p>(1) 障害者であることを管理者が確認できる者が運転又は同乗する車</p>	<p>駐車を開始したときから90分を超えて240分までの使用料 10割 (ただし、市が主催又は共催するスポーツ行事に参加する場合は、480分までの減免割合を10割とする。)</p>
	<p>(2) 市が主催又は共催する事業若しくは行事のため使用するとき、及び障害者の支援を目的とする団体又は個人であると管理者が認めるものが、当該支援業務のため使用するときにおける開催関係者又は業務従事者の車</p>	<p>駐車を開始したときから90分を超えて240分までの使用料 10割 (ただし、市が主催又は共催するスポーツ行事の開催関係者の車は、480分までの減免割合を10割とする。)</p>

備考 障害者であることを管理者が確認できる者が使用するときの、第4条第2項第3号の規定により必要とする介助者1人の使用料（共通使用料を除く）は、当該障害者であることを管理者が確認できる者と同じ取扱いとする。